

ふるさと納税制度(ふるさと寄附金)

ふるさと能美を応援してください

海・山・川の恵みど、
人が輝くやすらぎのまちづくり

私たちを育んでくれたふるさとを離れ、都会や遠く離れた地域にお住まいの方、あるいは自分と関わりの深い地域を応援したいという方で”能美市の発展に貢献したい”と思われる方、ぜひこの制度を利用して能美市を応援してください。

寄附していただいた貴重なお金は、“元気なまちづくり”の実現に向けて大切に活用させていただきます。皆さんのご協力をお待ちしております。



07 金沢		払込取扱票 公										振替払込請求書兼受領証 公														
		口座記号番号					金					払込料金 加入者負担					座記号番号					金				
加入者名	能美市会計管理者	額	備考	0	7	1	0	8	9	6	0	3	8	0	能美市会計管理者	0	7	1	0	8	9	6	0	3	8	0
通信欄	ふるさと納税 いずれか1つにチェックして下さい。 使いみち □ア、子どもたちの育成に関する事業 □イ、健康・福祉に関する事業 □ウ、自然環境の保全に関する事業 □エ、歴史・伝統文化の継承に関する事業 □オ、市長におまかせ 氏名の公表 □市広報紙により公表（例 能美次郎（東京都）） □希望しない	大	見	本	切り取らないでお出しください。	日	附	印	ご依頼人	日	附	印	ご依頼人	日	附	印	ご依頼人	日	附	印	ご依頼人	日	附	印		
ご依頼人	ところ（郵便番号） おなまえ (電話番号)	日	附	印	裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号 金 第9113号）	これより下部には何も記入しないでください。	日	附	印	この受領証は、大切に保管してください。																

寄附をお寄せいただく方法

1. 寄附金の使い道を選択

まずは、下記のア～オの中から寄附金のご希望の使い道を選択ください。

1

2. 寄附金の払い込み方法を選択

寄附金の払い込み方法は2種類になります。

- ①市役所窓口で現金納付
- ②チラシ下部の払込取扱票を使って、最寄りの郵便局で納付（払込手数料は不要です）

2

3. 寄附金の受領を証明

市で寄附金の払い込みが確認できましたら、寄附金の受領を証明する書類等をお送りいたします。

税の控除を受けるには、確定申告が必要です。その際に寄附金の受領を証明する書類等が必要ですので、申告まで大切に保管してください。

3

「ふるさと納税制度」による寄附金の使い道

ア. 子どもたちの育成に関する事業

子育て支援、児童館や放課後児童クラブの充実、学校教育や教育環境の充実、青少年の健全育成、子どもたちのスポーツ・文化・芸術活動の支援など



申し込み/
お問い合わせ先

イ. 健康・福祉に関する事業

市民の健康づくり、在宅福祉サービスや介護予防などの高齢者福祉、生涯者支援、助け合いによる地域福祉の推進など



ウ. 自然環境の保全に関する事業

里山・水辺の保全と活用、中山間地域の振興、環境ボランティア団体の育成、省エネルギー推進など



エ. 歴史・伝統文化の継承に関する事業

伝統工芸九谷焼の振興、日本最古の文字須恵器が確認された「国指定史跡能美古墳群」の整備に関する事業



オ. 市長におまかせ

市長が必要と認める元気な街づくり事業に充てさせていただきます



能美市キャラクター
のみまるくん



●郵便 923-1297 石川県能美市来丸町 1110 番地 能美市役所企画振興課
●TEL 0761-58-2210、Fax 0761-58-2291、E メール kikaku@city.nomi.lg.jp

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはつくりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にお預けになるときは、引換券に預かり証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込の証拠となるものですから大切に保管してください。

見本

この場所には、何も記載しないでください。